

会 務 報 告

副会長 笹井 浩毅

1. 倫理委員会

弁理士試験合格者の急増により登録会員数も5,200名を越える水準となり、本年の合格者550名の登録によりさらに拍車がかかる勢いである。気になるのは、実務経験のない弁理士が業務をすることが可能となっている現行制度である。私としては、特に若い弁理士の皆さんには、倫理規定をよく勉強していただきたいと切に願っている。

本年度の倫理委員会では、弁理士法31条以外で倫理上問題になる事例の検討を審議委嘱している。利益相反に関する弁理士法31条は、該当することになれば違法性を持つに至る要件であるのに対し、それ以外は、「好ましくない」、「やらない方がよい」といった案件が主となる。もとより、そのような案件であっても行き過ぎれば違法となることはいうまでもない。弁理士は専門家として公益的な義務を負っているのであり、私益のみを追うのは戒めなければならない。

例えば、「料金の説明を怠る」、「依頼者とのコミュニケーションを怠り説明をよく聞かないで事件にとりかかる」、「実務に習熟していないのに独立して業務をする」、「最新の法令に精通しないまま業務を行う」、「不得意分野であるのに依頼を引き受ける」、「予納口座の管理がルーズ」など、会員各位は現在の業務を倫理に照らして検討してみていただきたい。

2. 知的財産価値評価機関設立検討委員会

本年度の知的財産価値評価機関設立検討委員会では、政府の知的財産推進計画にもあるように、知的財産価値評価への需要と期待の高まりに対応し、これまでの蓄積と委員のがんばりもあって、あるべき機関の形態や評価マニュアルの作成が精力的に進められ、さながら設立準備委員会の様相を呈している。

ところで、あるべき機関の形態について議論が起っている。すなわち、知財評価は、鑑定的要素を含むことが少なくないことから、弁理士の業務として必然・適切である、と考えられるところ、知財評価する者として、機関そのものの名において評価するか、あるいは、個々の弁理士の業務として評価するかである。

平成13年度の知的財産価値評価のニーズ調査報告書（当会ホームページ掲載）の中の弁理士を対象としたアンケートの結果によれば、「発明等の価値評価は誰が行うのが望ましいと思われますか」との設問に対し、**1 特別機関 41%** **2 弁理士 39%** **3 日本弁理士会 9%** **4 その他 11%**との結果が出ているが、知財価値評価機関が現実化するに際して、いま一度、全会員に問うてみたいことである。知財価値評価機関設立検討委員会から、フォーラム等を通じて意見を求める予定である。

また、知財評価手法については、必ずしも決定版はないものの、委員会では、法的評価、技術的表評価、経済的評価、の3つの階層を考えており、これらの手法につき、弁理士のスキルを蓄積すべく、研修を計画する予定である。